



南あわじ市マイホーム取得事業補助金について



この補助金は、市の人口増加を図るため、市内に定住する意思をもって移住する者に対し、自己の居住する住宅を取得した場合に、住宅取得費用の一部を補助するものです。

事業期間

令和7年(2025年)度から令和8年(2026年)度
【令和7年4月1日から令和9年3月31日】まで

補助対象者

- 転入する直前の3年以上継続して島外市区町村の住民基本台帳に記録されており、申請日前5年以内に南あわじ市に転入した個人
- 南あわじ市にて住宅を建築又は購入し、その住宅に居住して5年以上定住する方
- その住宅の所有者
- 所有権保存(移転)登記に係る受付年月日から6月以内の申請であること。
- その住宅に住む全員の市町村税に未納がないこと
- その住宅に住む全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- 過去に南あわじ市マイホーム取得事業補助金を受けたことがないこと

補助対象住宅

- 自己の居住の用に供するものであって、次のいずれかの住宅
 - (1) 新たに建築したもの(増築、改築は除く)
 - (2) 住宅を購入したもの(所有歴のないもの)
 - (3) 中古住宅を購入したもの
 - ※別荘など一時的に使用するものや、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く
 - ※住宅建設及び購入と併せて購入した土地は対象外
- 専用住宅又は併用住宅(居住部分の延床面積が建物の2分の1以上のもの)であって、玄関、台所、トイレ及び居室を備えたもの
- 所有権保存(移転)登記に係る受付年月日が、令和9年3月31日までのもの

補助金額

【基本補助金】

- 新築住宅、建売住宅 **200万円**
- 中古住宅 **100万円**

【加算補助金】(基本補助に下記の条件により加算されます。)

- 中学生以下で転入者である子ども **1人につき30万円**



【ご注意ください】

- 基本補助額と加算補助金の合計額と、住宅の取得に要した費用のうち、申請者の支払額の3分の1と比較して少ないほうの金額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)
(例)基本補助+加算補助の合計金額が 230 万円であっても、
住宅取得費用の申請者の支払額が 600 万円の場合の補助金額は、200 万円
- 併用住宅にあっては居住部分の面積で按分した取得費用のみが対象です。
- この補助金は住宅の取得に対する補助です。
確定申告等に関しては、税務署までお問合せください。
- 補助金決定・受領後でも要件に該当しなくなった場合は、補助金の返還を命ずることがあります。

相談・申請受付

- 受付期間 令和7年(2025年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日(2年間)
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階)
※書類は直接持参してください。(郵送、ファックス、インターネット等では受付いたしません。)

申請手続き

- 南あわじ市に転入後5年以内、かつ登記完了後6月以内に申請を行い、市の審査を受けることが必要です。審査後、請求書の提出を行い、補助金が支払われます。
- 申請から請求書の提出までは必ず事業期間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)の同一年度内に行ってください。

必要書類



【補助金を申請するとき】

- 南あわじ市マイホーム取得事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 申請者及び加算補助金の対象となる者全員の転入前3年間の住所が確認できる戸籍附票(過去3年間、南あわじ市に住所を有していないことが確認できるもの)
- 転入後の世帯全員の住民票の写し(発行日から1月以内のもので、続柄及び本籍記載のもの)
- 世帯全員(申請日において18歳以上の者)の未納税額のない証明書(発行日から1月以内のもの)
- 住宅の登記事項証明書(所有権登記を完了したもの)
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 住宅取得代金の内訳書の写し(見積書等で住宅部分、外構工事等の内訳がわかるもの、売買契約の場合は住宅部分と土地の金額等が明記されたもの)
- 住宅取得代金支払領収書等の写し(申請者の支払額が明記されているもの)
- 住宅の平面図及び位置図(地図上で住宅の場所がわかるもの)
- 住宅の完成時又は取得時の写真

その他の特典



「通勤・通学者交通費助成制度」

高速バスの利用による居住地からの通勤・通学を奨励するため、交通費の一部を助成しています。

<淡路島外への通勤・通学者>

最寄りの高速バス乗り場から、高速舞子又は小鳴門橋までの区間

・通勤 20%(通勤手当を除く) ・通学 30%

<通勤の補助率加算>

マイホーム取得事業において、市に交付申請をした後、補助金が決定した方で淡路島外へ通勤する場合は、「通勤・通学者交通費助成制度」の補助率が加算されます。

■補助率 通勤20% + 加算30% = **50%**

■加算期間 補助金確定後、3年間

【問合せ先】南あわじ市役所 企画部 ふるさと創生課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp